

## 自由金利型定期預金「大口定期預金」

(2024年4月1日現在適用中)

1. 商品名	自由金利型定期預金 (愛称：大口定期預金)
2. 対象となる方	制限ありません。
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定型方式 1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年</li> <li>・ 満期日指定方式 1ヶ月超3年未満</li> <li>・ 定型方式の場合は、預入時のお申出により自動継続（利息受取型または元金成長型）のお取扱いができます。 ※複利型のお取扱いはできません。</li> </ul>
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一括してお預入れいただきます。</li> <li>・ 1,000万円以上</li> <li>・ 1円単位</li> </ul>
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日以後に一括してお支払いします。</li> <li>・ 非継続型で、満期日に元利金の入金口座として、あらかじめ預金口座を指定された場合は、当該指定預金口座にご入金します。ただし、総合口座に預入された非継続型の場合の指定預金口座は、総合口座普通預金となります。</li> </ul>
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税 (5) 利率情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。</li> <li>・ 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括してお支払いします。 預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割してお支払いします。 なお、中間利払日にお支払いする利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。</li> <li>・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算（円未満切捨て）により算出します。</li> <li>・ 個人のお客さま・・・20.315%の分離課税※ 法人のお客さま・・・総合課税（非課税法人の場合は非課税） ※2013年1月1日以降、復興特別所得税が課され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されています。</li> <li>・ 当行ホームページ「金利一覧」にてご確認いただくか、窓口までお問い合わせください。</li> </ul>

7. 手数料	不要です。														
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のお客さまは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率)</li> <li>・預入期間2年ものは中間払利息を定期預金とすることができます。</li> </ul>														
9. 中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともにお支払いします。</p> <table border="1" data-bbox="480 427 1382 752"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td>預入日における店頭表示のこの預金の「6ヶ月」利率×70%</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td> <td>預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70%</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td>預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率×70%</td> </tr> <tr> <td>4年以上5年未満</td> <td>預入日における店頭表示のこの預金の「4年」利率×70%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中間払利息支払済の場合は、上記利率により算出した支払利息と中間払利息との差額を清算します。</p> <p>よって、中間利息支払済の大口定期預金を中途解約する場合、中間払利息の合計額が中途解約利率により計算した利息額を上回ることがあります。</p> <p>こうした場合には、中途解約利率により計算した利息額以上に支払われた金額について、中途解約時にお返しする定期預金元金から清算させていただきます（中途解約時にお返しする定期預金元金が、預入時の定期預金元本を下回る場合があります。）ので、あらかじめご了承ください。</p>	中途解約日までの期間	中途解約利率	6ヶ月未満	解約日における普通預金利率	6ヶ月以上1年未満	預入日における店頭表示のこの預金の「6ヶ月」利率×70%	1年以上2年未満	預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70%	2年以上3年未満	預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70%	3年以上4年未満	預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率×70%	4年以上5年未満	預入日における店頭表示のこの預金の「4年」利率×70%
中途解約日までの期間	中途解約利率														
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率														
6ヶ月以上1年未満	預入日における店頭表示のこの預金の「6ヶ月」利率×70%														
1年以上2年未満	預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70%														
2年以上3年未満	預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70%														
3年以上4年未満	預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率×70%														
4年以上5年未満	預入日における店頭表示のこの預金の「4年」利率×70%														
10. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>・預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者一人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。</li> </ul>														
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会          連絡先 全国銀行協会相談室          電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>														